

西ドイツ社会政策論の岐路

大陽寺順一

一 序

西ドイツ伝統的社會政策論が一九五〇年代以降、社會保障論の擡頭と挑戰に直面し、既存体系の動搖を余儀なくされた事情は、かつて旧稿で展望を試みたことがあつた。⁽¹⁾その統編をなす本稿は、社會保障論のそれ以後の發展傾向とともに、戦後西ドイツで花盛りとなった共同決定制、所有参加制、個人財産形成政策など、一連の企業内社會政策論からの影響を吟味し、さらに、これら新しい社會政策論の投じた波紋に対して、伝統理論が如何なる対応を示しつつあるかを素描することによって、岐路に立つ西ドイツ社會政策論の現況とその進路を、模索しようとする試論である。

二 社會保障論の浸透

西ドイツ社會政策の伝統理論を「時代おくれ」のものと断定し、それからの訣別を提唱する声は、何よりもまず社會保障論の陣營から発せられた。この社會保障論からの挑戰を呼び起した誘因は、戦前の西ドイツ社會構造と戦後のそれとの間に、深い断層が横たわっているからであるといわれる。さしあたりベトゥージュになら⁽²⁾って、現代社會政策論が考慮すべき西ドイツ社會構造の変動を、概観的に三つの側面から素描すれば、第一はシェルスキーの標語「平均化された中産階級社会」nivellierte

(1) 拙稿「西ドイツ社會保障論の展開」(『一橋論叢』一九六五年九月号)。

(13) 西ドイツ社会政策論の岐路

Mittelstandsgesellschaft への移行と称せられる傾向であった。すなわち、戦後における労働者、職員、公務員、自営業者などの階層間の所得格差は、いちじるしく均等化され、ことに労働者の経済状態は職員や自営業者のごとき中間層と、区別しえないまでに上昇した。それに代って、新たな貧困層としての戦争犠牲者や難民が大量的に登場するとともに、制度的に交錯しあう雑多な保険・援護・扶助政策の適用をうける社会保障手当受給者が、すべての社会階層を貫いて存在することになったのである。第二の構造変化とみなされる要因は、いわゆる「消費社会」Konsumgesellschaft への移行であった。かつて社会階層の区分や社会的地位の規定にあたって、主要な役割を演じた「財産所有」のメルクマールは、今やその社会学的意義を喪失し、社会的な地位や勢力を判定する核心的な尺度は、むしろ「所得」ないし「支出」の水準にほかならなくなったのである。社会構造の変貌を物語る第三の傾向は、生産過程の機械化とオートメーション化にともなう財貨生産的産業からの労働力放出、ならびにその第三次産業への流入であり、これをスローガン的にいいかえれば「サービス社会」Dienstgesellschaft への

の接近であった。サービス産業とくに消費関連のなそれは、景気変動や恐慌による打撃を受けやすい産業部門である限り、右のような労働力構成の変化は、とくに景気安定化のための経済・財政政策を、社会政策的な意味でも不可欠たらしめることになったとみられる。

(2) Viola von Bethusy-Huc, Das Sozialleistungssystem der Bundesrepublik Deutschland, Tübingen 1965, S. 49~55.

かかる社会的現実認識を前提としつつ、西ドイツ社会保障論は社会政策の伝統理論への対決を志した。論戦の口火を切ったマッケンロートの「社会政策学会」における報告⁽³⁾、ならびにその一そうの体系化を試みたアヒンガーの社会政策原論書⁽⁴⁾については、すでに前記拙稿において詳述したところであり、ここでは重複をさけるため、新学派の他の代表者たちを中心として、伝統理論からの訣別点を展望しなおすことにしたい。

(3) Gerhard Mackenroth, Die Reform der Sozialpolitik durch einen deutschen Sozialplan, Schriften des Vereins für Socialpolitik, Neue Folge Bd. 4, Berlin 1952.
(4) Hans Achinger, Sozialpolitik als Gesellschaftspolitik, Von der Arbeiterfrage zum Wohlfahrtsstaat,

Hamburg 1958.

まず、マッケンロートやアヒンガーにとって伝統理論が旧式化したとみられる基本点は、社会政策論における労働者問題の絶対視であり、「特定階層向け」*schichten-spezifisch*の思考であった。現代の社会政策論は「労働者」という特定階級の貧困と結びつけて理解されてはならず、社会の全集団と全構成員の生活保障を任務としなければならぬという基本視角は、現在では西ドイツ社会保障論者に一貫した旗印となりつつある。たとえば、一九五七年の画期的な年金保険法改正に主導的な役割を演じたシュライバーが、新学派の指導理論を集大成したとみられる「事典」向けの社会政策通論において、過半数以上のページ数を割いた論点は、十九世紀以来のプロレタリア的な労働者タイプの消滅であった。⁽⁵⁾ それをつうじて彼は、新しい社会的協力者・共同決定者・共同経営者としてのタイプをもつ「被用者」の登場と、戦後社会のうちみ出した新たな貧困諸階層の存在を説き、今日では昔ながらの「プロレタリアートの克服」とか、「個々の集団ないし階級の社会への統合」とかいう社会政策概念が、もはや「狭隘」化してしまつたと帰結するのである。⁽⁶⁾ ま

た、新自由主義的な社会学者オルトリープを中心とするグループにとつても、労働者以外の中間層や自由業者層を包摂しつゝある現代社会政策は、すでに「特定階層向け」のものではなく、「質的に包括的」⁽⁷⁾であり、「量的に拡大的」なものとなるのであった。あるいは、オーストリアからの賛同者ブルクハルトの表現を援用すれば、「特定階層向け」の伝統概念に代って、「全体的社会政策」*totale Sozialpolitik*が提唱されたのである。⁽⁸⁾ これらの批判においては、労働者中心の階級政策的な社会政策論が、一応十九世紀的社会では歴史的妥当性をもつたことが肯定されてはいる。しかし、ハイデルベルクの歴史・文化社会学を担うネオ・リベラリズムの巨頭リューストウのように、⁽⁹⁾ ドイツ社会政策はかつて「飴と鞭」との関連でビスマルクに誤用されたため、不幸にしてそれは階級闘争的な労働者階級との「罪ふかき受胎」をとげたにすぎぬとの理由から、階級闘争緩和策という社会政策の伝統概念の特殊な成立事情を強調する場合には、さらにこの古典的概念それ自体の理論的妥当性さえ問われつつあるようにみえる。この観点を明快に推進するノイローは、歴史学派的古典的社会政策論における「倫理的」・

「政治的・「制度論」的な概念の狭隘化を非難し、正統的な社会政策思想史の系譜を、むしろリール——ツヴィーディネッカー——アヒンガーという一連の「社会学」的社会政策論の流れに求め、「階級性を捨象した社会政策」⁽¹⁶⁾ Klassenlose Sozialpolitik 概念このみ、論理的正当性を承認しようとする試みなのである。

(5) Wilfrid Schreiber, Sozialpolitik, in: Handbuch der Wirtschaftswissenschaften, hrsg. von Karl Hax und Theodor Wessels, Bd. II, 2. Aufl., Köln-Opladen 1966, S. 278~297.

(6) Ebenda, S. 271~2, 297, 304.

(7) Heinz Dietrich Ortlieb und Friedrich Wilhelm Dörge, Wirtschafts- und Sozialpolitik, Modellanalysen politischer Probleme, Opladen 1964, S. 168.

(8) Anton Burghardt, Lehrbuch der allgemeinen Sozialpolitik, Berlin 1966, S. 32, 52, 124 ff.

(9) Alexander Rüstow et al., Sinnvolle und sinnwidrige Sozialpolitik, Ludwigsbürg 1959, S. 14~15.

(10) Otto von Zwiadneck-Studenhorst, Mensch und Gesellschaft, bearbeitet von Otto Neuloh, Berlin 1961, S. 63~67, 73~87.

では、すべての社会階層を対象とすべき現代社会政策論の新視点は何か。開拓者としてのマッケンロートたち

の提案は、「階級」に代る「家族」ないし「家計」の「所得」保障という分析視角であったし、その転換の必然性は、農民的・手工業的社会より工業化社会への歴史的移行に求められていた。この推論過程と帰結も、その後新学派の共有財産となりつつある。シュライバーの表現で整理しなせば、工業化社会は一方では「家族」の機能変化、すなわち古き三世代家族の血縁的・共同体的な生存保障機能の崩壊をもたらすとともに、他方では各人の生活上の事故補償における「財産」所有の意義を喪失させることになり、その結果家長個人の「勤労所得」にのみ依存する新しい二世代家族は、事故の度毎に所得中断という「家計」上の不安定性にさらされることになった。かかる生活・所得様式の変動を前提とするとき、それに対応しようとする現代社会政策の核心は、各人の勤労所得を生涯の全時期にわたって再分配する「保険原則」⁽¹⁷⁾ Versicherungsprinzip の貫徹、あるいは全家計相互間の共済の精神に立つ「連帯性原則」⁽¹⁸⁾ Solidaritätsprinzip の実現に向けられるのであった。同様にブルクハルトの用語によれば、全社会集団に関連して典型的な標準事故をすべて処理すべき現代社会政策は、「オール・リスク担保

社会保険」 soziale All-ri-sque-Versicherung」の性格をもつことになった。⁽²²⁾このようにして自主的連帯を原則とする社会政策手段が重視されるとともに、それらを社会保障制度として体系化する場合にも、上からの国家的な援護 Versorgung を必要最少限に止め、逆に個人や小集団の自助・共済を優先させる「自治助成原則」 Subsidiaritätsprinzip が、異口同音に強調されるのであった。すなわち、戦後西ドイツの社会保障改革の指導的方向を定めた通称ローテンフェルス報告書 Die Rothenfelser Denkschrift 以来、社会保障政策の具体像は、個人・家族・経営・組合・職業団体・地方自治体などの自助と自己責任を尊重し、下部の小集団より漸次上部集団へと積み上げていく階層的な生活保障秩序を指向するにいたったのである。⁽¹³⁾

(11) Schreiber, a. a. O., S. 275~8, 282~3.

(21) Burghardt, a. a. O., S. 125.

(12) Hans Achinger, Joseph Höfner, Hans Muthesius, Ludwig Neundörfer: Neuordnung der sozialen Leistungen, Köln 1955, S. 21~25.

さらに、アヒンガーたちの問題提起では、現代社会政策がもはや経済循環や社会構造の変動から中立的たりえ

ず、むしろそれは社会全体を動態的に形成しなおす「社会全体政策」 Gesellschaftspolitik に拡大されねばならぬというのであった。この点を徹底しつつあるシュライバーの明言によれば、今日では社会政策と他のあらゆる「政策」分野とを区別する如何なる「限界線」も存在せず、これまで社会政策に付与されてきた固有の目的像や、独自の手段体系なるものも、すでにたんなる「慣習的」な区別か、「抽象」と「仮説」にもとづく学問上の管轄区分にすぎなくなった。現代ではあらゆる「政策」は同じ問題領域をあつかい、同じ目的につらなるものであり、厳密にはたんに「社会秩序形成政策」 soziale Ordnungspolitik ないし「社会全体政策」という単一の全体像について語りうるのみである。では、すべての「政策」領域を総括・体系化する「社会全体政策」の目的は何か。ブルクハルトはそれを「社会全体」の促進とか「社会の統一性」と規定し、⁽¹⁵⁾これと同じような意味でシュライバーやオルトリップ派は、「全体福祉」 Gemeinwohl と規定することになった。⁽¹⁶⁾社会秩序の理想像や社会政策の目的像は、かかる抽象的規定をこえてその内容の具体化が問われるべきであろうが、これまでアヒンガ

ーにせよベットヒャーにせよ、右のような無内容で形式的な規定に終始し、その内容規定に言及するとしても、これら秩序像のたんなる時間的・場所的な被制約性を指摘するのみであった。⁽¹⁷⁾しかし、その後の理論展開は時に「全体福祉」概念の或る程度の具体化の試みも、うみ出しつつあるかのごとくである。たとえば、オルトリーパーは「全体福祉」の内容規定として、民主主義的秩序では「自由・正義・保障・福祉」などが政策目的の設定基準になると説き、あるいは、これらの概念をもってしても依然として多義的な価値評価の可能性が残るという反省から、すすんで一そう具体的に、西ドイツの社会的現実を念頭におきながら、「市場経済的な自由」と「社会的な拘束」との可能なかぎりでの調和、という別の内容規定も行うのである。⁽¹⁸⁾かかるイデオロギー的具体化を前進させたところに、リューストゥッフの社会政策、すなわち「活力政策」Vitalpolitik が登場する。彼は無政府主義と全体主義との二つの対極の中間に第三の途を求め、そのための最適な社会的統合の条件として、基本的には個人の自由と自己責任を尊重する「自治助成原則」に立脚しつつ、社会的には有機体的細胞としての「家族」を、経

済的には自由主義と労資連帯主義にもとづく「経営」を基盤とし、社会的底辺にある根底的な社会集団から順次に国家へと積み上げられるピラミッド的社会秩序を構想した。彼にとってはこの途を志向する「活力政策」こそが、「ポリシエヴィスムと対決」し、「冷戦」に決着をつけるものであった。⁽¹⁹⁾ここに至って、社会政策の理想は共産主義に対する西欧自由主義の防衛という赤裸々なイデオロギーに、窮極的に巻き込まれてしまう結果となるのである。

(14) Schreiber, a. a. O., S. 271~2, 304~5.

(15) Burghardt, a. a. O., S. 17, 19.

(16) Ortlieb und Dörge, a. a. O., S. 51 ff. Schreiber, a. a. O., S. 304~5.

(17) Achinger, a. a. O., S. 11~12. Erik Boettcher, Sozialpolitik und Sozialreform, Tübingen 1957, S. 18~19.

(18) Ortlieb und Dörge, a. a. O., S. 51~56.

(19) Alexander Rustow, Organic Policy (Vitalpolitik) versus Mass Regimentation, in: Albert Humold, Freedom and Serfdom, an Anthology of Western Thought, Dordrecht, 1961, pp. 174~190.

以上のような社会保障論からの挑戦にたいして、伝統

的社會政策論がいかに自己主張をしたかについての検討は後まわしにして、つぎに別の視点からの問題提起、すなわち戦後西ドイツで隆盛となりつつある経営参加制、所有参加制、財産形成政策などが、伝統理論に投じつつある波紋を展望することしよう。

三 企業内社会政策論の進展

ここで企業内社会政策の表現を用いたのは、企業や経営の概念に十分な検討を加えた結果ではなく、たんに従来の「経営社会政策」betriebliche Sozialpolitik の用語と区別しつつ、戦後西ドイツで制度的発展をとげた経営内共同決定制 innerbetriebliche Mitbestimmung をも、包含した広い概念を志向したにすぎない。このような意味内容をもち、「企業社会政策」とか「経営内社会政策」と呼称することは、一応少なからぬ先例から許されることであろう。また、ここで企業内社会政策を問題視する場合、経営社会政策を本来の経営目的や経営政策の中へどう位置づけるか、という経営学的関心にも全く関係なく、たんにそれが「国家的」社会政策論へ、如何なる論理的影響をもつかという局面からのみ、接近しようとする

る試みにすぎない。

(20) Vgl. z. B. Roland Hauck, Sozialpolitik der Unternehmen unter dem Einfluß der Mitbestimmung der Arbeitnehmer, Köln-Opfaden 1963. O. Fischer und O. I. Jungbluth, Möglichkeiten und Grenzen der innerbetrieblichen Sozialpolitik, in: H. D. Ortlieb und H. Schelsky, Wege zum sozialen Frieden, Stuttgart-Düsseldorf 1954.

国家的社会政策論の伝統的構想にたいして、西ドイツ企業内社会政策の現実的・制度的な展開が及ぼした影響を、まず第一に、経営参加制ないし経営内共同決定制の側面から探求しよう。かつてワイマール共和国のもとで開花した一九二〇年の「経営協議会法」は、十一月革命のソヴェト思想 Räte-Gedanke にたいする経済制度面での代替物として生まれ、ついでナフタリの「経済民主主義」Wirtschaftsdemokratie 的理解をつうじて「社会化」の途として定式化され、社会民主党傘下のドイツ労働組合総同盟 (ADGB) の指導理念となっていた。⁽²¹⁾ ナチス政権下の中断を経て、第二次大戦後に芽をふいた経済民主主義は、同時に「社会化」を原則的に放棄する思想的変質をとげていった。戦後の新傾向をシャハトシアーブ

ルにしたがって素描すれば、再興されたドイツ労働組合総同盟(DGB)はバート・ゴードスベルク綱領で謳われたドイツ社会民主党(SPD)の「自由社会主義」的転向と平行して、競争経済と計画化との原則的な調整をめざす「混合経済」を旗印とするに至り、これにともなう共同決定制ないし経済民主制も、社会化という最終目的の「手段」に止まらず、「労資の同権」あるいは「社会的協力者制」soziale Partnerschaftの実現というDGBの「窮極目的」として、評価しなおされていくのである。⁽²¹⁾ 他方における雇主団体側の見解としては、戦争直後には同権的な経済民主化が企業指導の本質と課題に反するものと拒否的態度をとったが、やがて一九五一年の鉄鋼・石炭業の「共同決定法」のごとく、経済的事項に関する被用者の完全な「共同裁決権」Mitentscheidungsrecht⁽²²⁾も認めめることは、「企業家の指導と責任」を麻痺させるという理由から反対しつづけるものの、一九五二年の「経営体制法」のような経済的事項に関する「協議権」Mitwirkungs- oder Mitspracherechtへの制限的規定には、肯定的態度をとるようになり、さらに経営内の労資共同決定制は、むしろ労働組合による「経営外の活

動家」の経営介入よりも、好ましきものとさえ判断するに至った。⁽²³⁾ かくて、労働組合側の念願する「超経営的共同決定」überbetriebliche Mitbestimmungは、なわいマール期の暫定的な全国経済協議会 Reichswirtschaftsrat以降、制度的な定着をとげてはいないにせよ、「経済的臣民」より「経済的市民」へのスローガンの下に立つ経営内共同決定制は、階級闘争思想とは無縁な経営協力者制として、労資双方の社会的承認をえつつあると評価されてくる。

(21) Wirtschaftsdemokratie, Ihr Wesen, Weg und Ziel, hrsg. im Auftrage des ADGB von Fritz Napphali, Berlin 1929, S. 181~188.

(22) Hans G. Schachtschabel, Die Mitbestimmung der Arbeitnehmer in der Wirtschaftsführung der Unternehmung auf betrieblicher Ebene in der Auffassung der Gewerkschaften und der Arbeitgeberverbände, in: Walter Weddigen, Zur Theorie und Praxis der Mitbestimmung, Bd. II, Berlin 1964, S. 30~36.

(23) Ebenda, S. 37~44. なお、より詳細な紹介としては、山田高生「西ドイツ共同決定制度をめぐる諸見解」(成城大学『経済研究』一九六七年六月号)がある。

つぎに、戦後西ドイツにおける企業内社会政策の隆盛

にみちびいた第二の制度的要因は、「経営参加」制の延長としての「所有参加」Miteigentum 制、ないしその変種とみられる一連の「財産形成」Vermögensbildung 政策の進展であった。その生成過程をさしあたりベルチュの批判的展望にならって、政府与党たるキリスト教民主同盟(CDU/CSU)の社会綱領の変遷に即して概観すれば、まず、一九四七年のアーレン綱領で経済力集中の全面的排除の基盤の上に、被用者の経営内共同決定権が謳われたが、これは伝統的に私的所有を神の与えた自然権として承認してきたカトリック派にとつて、敗戦直後の社会主義的な財産国有化の危機を防止する意味がふくまれていたとみられる。社会化の危機が去って間もなく、一九五三年のCDU社会問題委員会が定めた綱領では、共同決定制より所有参加制への移行が開始された。そこでは、少数者や国家の手中における大財産の集積と戦い、財産の分散化をはかる試みは、カトリック社会像の理想に副うものであり、とくに労働者の所有参加や収益分配こそ、彼らがあらたな途で「有産者」として経営の「決定権」に参加しうるものと判定されるにいたった。⁽²⁴⁾すなわち、所有権の制限につらなる労資両集団の同権的な共同

決定制は後退を余儀なくされ、今や所有権の全面的尊重のもとに、企業財産の持ち分を所有することによる労働者の個人的な経営参加が、推賞されるにすぎなくなったのである。かかる所有参加制も、やがてCDU内部および経営者団体からの反対により、一九五七年以降さらに後退を重ね、右の代案としての「国民株」Volksskatieの構想が、あらたに脚光を浴びるようになる。国民各層における小口額面の「国民株」所有政策は、フォルクスワ―ゲン社やプロイサーク社(プロイセン鋳業製錬会社)など、国有企業の一部民有化にほかならず、それは私的企業の収益・株式分配制よりも、さらに私的資本所有への修正的影響の少ないものとして、独占資本の要望に答えるものであった。⁽²⁵⁾社会政策はもはや労働者の「集団」的な非プロレタリア化の理念を失い、完全に労働者の「個人」的な有産者化にのみ眼を向けることになっていく。かかる個人的私有財産形成政策の中には、個人の貯蓄、有価証券購入、住宅建設への国家的奨励・優遇措置のごとく、当面の企業内社会政策の範疇から外れるものも少なくない。しかし、一九六〇年の被用者資産形成法における企業収益分配の投資的資産化に関する国家的奨励な

ど、個人的な投資貯蓄の優遇政策の発展は、間もなく企業内収益分配制との結合に導びくことも事実であろう。

たとえば、従業員への収益分配を企業投資に振り替えさせる「投資的収益分配制」investive Ertragsbeteiligungとか、賃金の一部分を企業投資向けに控除する「投資賃金制」Investivlohnの構想のように、従業員の資産形成と企業の自己資金調達とを直結する途にも、企業内社会政策の主要な開拓分野が待ちうけているのである。⁽²⁶⁾

(24) Herbert Bertsch, CDU/CSU demaskiert, Mit einer graphischen Darstellung, Berlin 1961, S. 658~9, 265~281.

(25) Ebenda, S. 281~3, 289~294.

(26) Alois Oberhauser, Die wirtschaftlichen Auswirkungen und Grenzen des Investivlohnes, in: Helmut Duvernell, Ertragsbeteiligung der Arbeitnehmer, Berlin 1965, S. 40~46.

第三の企業内社会政策の戦後的変貌領域は、右記のような国家的な政策措置をとるなわぬ「自発的」な経営内福利厚生施設である。十九世紀中葉以来ドイツ大経営の発意と負担のもとに開拓されてきた「社会的経営政策」は、その家父主義的な思考と、労働者の定着性や能率

の向上を意図する経営者の目的意識のゆえに、長い間伝統的社会政策論から等閑視され、労働組合側からも不信の念をもつて迎えられてきた。戦後西ドイツにおける労働組合の一部では、依然として「福利施設」Wohlfahrts-Pflegeを評して、「伏魔施設」Wohlfahrts-Plageとか、

「社会的馬鹿さむき」⁽²⁷⁾ sozialer Klumbinとか非難する態度も見られるけれども、同時に経営社会政策の目的と機能に関する再評価は否定しがたいものがある。その傾向を促がした戦後的要因は、一面では西ドイツ社会政策論や経営社会学にたいする国際的な影響、とくにアメリカ伝来のヒューマン・リレーションズ論の浸透⁽²⁸⁾、ならびにアメリカ労働組合運動における経営内付加給付(フリンジ・ベネフィット)獲得闘争の積極的評価の先例である⁽²⁹⁾。しかし、より基本的には西ドイツ経営社会政策それ自体に内在する変動要因が指摘されうる。ライヒヴァインに即していえば、従来の自発的な経営社会政策に意図されていた従業員扶助、規律維持、労組からの防衛、企業の支配統合のごとき「社会的」機能は重要性を喪失し、むしろその「経済的」機能が現代的意義を増大しつつあるのであった。すなわち、超完全雇用下の労働力不

足、階級対立意識の払拭、経営支配の安定化と協力体制化にもなつて、経営社会政策をめぐる論議はイデオロギ―から切斷された合理的・経済的・技術的な視点をめぐつて展開されるようになり、今やその「能率向上」機能、協力への「報奨」機能、労働力の「定着化」と「調達」の機能が、主として注視を浴びるに至つたのである。⁽³⁰⁾ 経営社会政策の経済的・目的性に関する労資両集團の社会的承認が、このようにして確立するとともに、やがてそれ本来の個別経営の性格と経営目的に制約された任意的自発性の特色も、変質を余儀なくされていくとみられる。すなわち、現代の経営社会政策的諸給付は、従来のごとき労働者個人への任意的・報奨的役割に止まりえず、「非個人的」な被用者一般の「権利」と企業家の「義務」を定めたものに変貌するとともに、それはもはや個別経営の「自発的」な処理によって改廃しえない現代経営支配機構の不可欠な構成要素に転化してきた。ここでは、経営とは「準公共的」な社会的福祉団体としての意味を付与され、経営社会政策的給付支出は他の立法的な社会的諸給付とならんで、社会が経営に転嫁する不可避的な「社会的費用」とみなされねばならなくなったのである。

ある。⁽³¹⁾

- (27) Ulrich Pleiß, *Freiwillige soziale Leistungen der industriellen Unternehmung*, Berlin 1960, S. 12.
- (28) Hauck, a. a. O., S. 19~21. Roland Reichwein, *Funktionswandlungen der betrieblichen Sozialpolitik, eine soziologische Analyse der zusätzlichen betrieblichen Sozialleistungen*, Köln-Opfaden 1965, S. 199~200.
- (29) Bruno Seidel, *Sozialpolitik* (I), in: *Handwörterbuch der Sozialwissenschaften*, Bd. 9, S. 535, 539.
- (30) Reichwein, a. a. O., S. 165~182, 198~202.
- (31) Ebinda, S. 183~4, 189~190, 194, 200~1.

以上のような企業内社会政策の戦後西ドイツにおける制度的定着と隆昌化は、労資両集團の社会関係に対する国家的干渉を中心視角とする伝統的社會政策論に対して、それらの既存体系内への位置づけを、工夫しなおす必要性を生ぜしめた。もとより、企業内社会政策論の陣営からは、前記の社会保障論に見られたごとき伝統理論への対決的主張は、必ずしも挑戦的な論調をもって展開されたわけではなかったが、花盛りの企業内社会政策論の志向は、社会保障論と類似の問題意識に貫かれていたとみられる。すなわち、ここでも伝統理論の労働者中心的な階級政策論と、全く対極的な論旨が見出される。た

たとえば、タウチャーによる経営社会政策の一般的本質規定によれば、それは「労働者」から「協働者」Mitarbeiterへ、あるいは「量的」社会政策より「質的」社会政策への転換を、推進する鍵とみられた。彼のみる過去の社会政策の目標とは、労働・生活条件の量的改善による「労働者階級の非プロレタリア化」にすぎなかったのに対して、新たな経営を拠点とする社会政策は、労働者の人格的価値の確認、労資関係の人間化をつうじて、彼らに協働者としての権利と共同責任を付与し、「職場共同体」Werksgemeinschaftな⁽³²⁾「給付共同体」Leistungsgemeinschaftの基盤の上に、労働者人格の質的な「魂の非プロレタリア化」を目ざすものであった。⁽³³⁾同様にして経営内社会政策とは、フィッシャーやエンクプルトの表現でいえば、「協働者を発見し保持するための磁石」であり、「協働者の相互関係を最適に形成する」ための政策であった。⁽³⁴⁾この「協働者」Mitarbeiterとは、経営内の「協力者」制 Partnerschaftと⁽³⁵⁾同語で「ただちに置きかえられるものであった。たとえば、オルトリープは共同決定制をつうじて、権力闘争思想に代る「協力者」思想への転化、あらたな労働組合出身の「経営者

層」の登場を語り、カトリック社会理論家ネルも、「賃労働関係」の克服を意味する「協力者関係」への移行や、「共同企業家」Mitunternehmerの出現を説くのである。⁽³⁴⁾あるいは、共同決定制による「双方的」な意思決定や権力分散のうちに、「新しい経営スタイル」の核心を見出したノイローは、「独裁的」な企業管理から「協力的」なそれへの移行が、「階級闘争の止揚」と「産業社会の最重要な安定化要因」の成立、さらには「人間性原則」に貫ぬかれた新経営スタイルの形成に、導びくものと帰結するのである。⁽³⁵⁾

(32) Anton Tautscher, Vom Arbeiter zum Mitarbeiter, Quantitative und qualitative Sozialpolitik, Berlin 1961, S. 7~8, 154~7.

(33) Fischer und Jungbluth, a. a. O., S. 267, 273.

(34) H. D. Ortlieb und H. Schelsky, Wege zum sozialen Frieden, a. a. O., S. 27ff., 127ff.

(35) Otto Neuloh, Der neue Betriebsstil, Untersuchungen über Wirklichkeit und Wirkungen der Mitbestimmung, Tübingen 1960, S. 49~53.

ここに、階級闘争的思考から絶縁された経営共同体を基盤とする社会政策論の構想が試みられたことは、社会

保障論が「階級」に代る「家族」の新視点を提唱したのと、まさに対応する意義をもつてであろう。前述のリューストッフの社会政策Ⅱ活力政策において、国家的な中央集権主義の制限と基底的な社会集団の社会政策的役割が強調された場合、その根底的な下部集団とは社会的には「家族」に、経済的には「経営」に求められたことが想起される。しかも、社会政策の主導力として国家よりも、基礎集団の自治が高評価されることは、当面の経営内社会政策論においても変らない。ハウクは共同決定制を同じく「自治助成原則」Subsidiaritätsprinzipから説明し、その制度化は「自助への援助」を指導精神とするものとみなしている。⁽³⁶⁾これをトイテベルクの表現で言いなおせば、共同決定制は「新しい産業秩序を下から von unten her 建設する」ための「ダイナミックな社会的要因」なのであった。⁽³⁷⁾このような下からの社会政策の主要な担い手となる「経営」の本質は、フォークトによれば営利性原則に立つ経営目的さえも捨象すべきものであった。⁽³⁸⁾すなわち、共同決定制のもとにおける現代企業では、取締役会、監査役会、経営協議会、経済委員会を構成する企業代表と被用者代表は、たんに資本家や労働者の利害の

みを一義的に代表しえなくなり、各人の「行動可能領域」virtueller Aktionssektorをもつことになるから、多様な目的意識や行動様式の交錯と協同のもとに形成される企業意思は、もはや利潤極大化原理を前提とする理論経済学の道具では、把握されえないような変質をとげるのであった。フォークトの門下ハウクも、企業意思が「連帯性原則」に方向づけられて「民主的」に形成され、所有権が「社会的責任」の限界内で行使されるところに、共同決定制の理念が存することを主張し、かかる経営利己主義と家父長主義的思考を脱した企業の社会政策こそ、労働者の「人間的尊厳」や労働過程の「人間化」を志向することによって、はじめて国家的社会政策の概念と「適合」ないし「同調」しうるといふ。⁽³⁹⁾ここに、ハウクの企業内社会政策は国家の一般的な社会政策の中に、「意義ある一分肢」として位置づけられるばかりでなく、さらに一般的な国家的社会政策概念が、現代では集团的・階級的思考から切斷され「社会全体」の秩序形成政策に拡大されているという見地から、⁽⁴⁰⁾かの社会保障論の力説する「社会全体政策」Gesellschaftspolitikの一環に、企業内社会政策を窮極的に統合していくのである。

(36) Hauck, a. a. O., S. 27~9.

(37) Hans Jürgen Teuteberg, Geschichte der industriellen Mitbestimmung in Deutschland, Tübingen 1961, S. XVIII. なお、本書の書評として、山田高生「トイテムルク〈ドイツ産業共同決定史〉」(成城大学『経済研究』一九六四年十月号)がある。

(38) Fritz Voigt und Walter Weddigen, Zur Theorie und Praxis der Mitbestimmung, Bd. I, Berlin 1962, S. 132~3, 146~7. 本書の詳細な紹介として、山田高生「フォークト・ヴェディゲン〈共同決定の理論と実際〉」(成城大学『経済研究』一九六五年三月号)参照。

(39) Hauck, a. a. O., S. 27~31, 21~23.

(40) Ebinda, S. 11~13.

四 伝統的社会政策論の対応

これまで紹介してきた戦後西ドイツ社会政策論の新傾向に対して、講壇社会主義以来の長き伝統をもつ国家的・階級調整的社会政策論は、いかなる対応論理を打ち出すか。はじめに、はげしい論難的語調をもって行われた社会保障論の挑戦に関して、伝統理論の提示した自己主張から見えていこう。まず、一九二〇年代以来社会政策通論書の著者として有名なハイデは、その名著の戦後改

訂版にいたっても、社会政策と社会保障の峻別の態度を堅持しつづけた。彼の考えでは、戦傷者・難民のごとき特定の弱者集団や、全国民にたいする「福祉政策」Wohlfahrtspolitik は、たとえば交通地獄とか性病の予防策と同じく、従来の社会政策の研究領域と何ら共通の視角をもちえないものであり、新しい貧困救済策が社会政策の体系にとって意味ありとすれば、それはたんに社会構造の変化という「与件の変動」にすぎないのであった。彼のみとめる社会政策の本来的な対象とは、あくまでも工業化時代以降に形成された「社会諸階層」であり、それら諸階層の相互「関係」にはかならなかつた。⁽⁴¹⁾この意味で、彼の社会政策通論書は一貫して「福祉政策」に言及しないままに止まったのである。ハイデとは逆に、伝統理論の体系的再編や自己主張の必要性を自覚したものは、学界の長老アルブレヒトとヴェディゲンであった。⁽⁴²⁾

(41) Ludwig Heyde, Abriss der Sozialpolitik, 10. Aufl., Heidelberg 1953, S. 10~12.

(42) 彼らの論争を日本に紹介した先駆的労作は、中村貞二「社会政策の近代理論」(『山口経済学雑誌』十三卷五号)、同「社会政策の近代理論に対する伝統理論の対応」(同上誌、十三卷六号)、があるのみであり、以下の叙述も右記

に多くを依存している。

社会保障論が訣別を宣言した主要論点は、何よりもまず、伝統理論における労働者問題の絶対視と階級政策的な本質理解であった。伝統理論の擁護をめざすアルブレヒトの反駁によれば、アヒンガーたちが提起した全社会階層に無差別に存在する家計所得の要保護性とは、ごく最近の敗戦にともなう特定期の社会事情と、二十世紀後半の発達した社会政策の経験と、ただちに前世紀以来の社会政策そのものの本質解釈にまで、一般化しようとする誤謬をおかすものであったが、同時に彼は新学派の主張する「労働者問題」の消滅を、少なくとも「物質的」な意味において、あるいは「貧困政策」Armenpolitikの⁽⁴³⁾対象としては、承認せざるをえなかったのである。そこで、彼は社会政策の現代的任務の存続を論証するため、社会政策概念それ自体の再確認にすむ。彼本来の概念規定によれば、社会政策は「経済的に従属的な地位にある経済社会の諸集団」を、「社会平和の確保」と「民族および国家の存立と発展」のために保護する公権的・国家的施策であった。⁽⁴⁴⁾この見地から彼には、十九世紀後半以降の社会政策も決して労働者の「貧困」に対する戦

いとして生れたものではなく、近代社会における非独立的・従属的な社会集団の不利な徴候と、それに起因する「社会的緊張」を克服または緩和し、「社会全体の福祉」を危険ならしめないことを目的とするものとみられた。かかる社会集団間の階級分化と従属性を調整する任務は、近世のみならず古代や中世にも一貫して存在したばかりでなく、労働者の物質的貧困と階級闘争が消滅した現代においても、なお経済民主主義的方策による社会経済秩序の改変が要求されている限り、依然として労資の対立調整の任務は、社会問題の核心をなすものにほかならなかった。⁽⁴⁵⁾右と若干のニュアンスの差を含みつつヴェディゲンの承認するところでは、「階級闘争の問題」としての労働者問題は、やはり生活水準の向上とともに消滅し、近來の社会政策は中間層や戦争犠牲者を含めた全社会集団を対象とするものとなった。⁽⁴⁶⁾しかし、彼にとっても社会政策の本質は「社会諸集団を社会全体の中へ主体として編入する」⁽⁴⁷⁾ことを目的とするものにほかならない。この社会諸集団相互間の社会平和を維持し、それら集団を社会全体へ肢体的に編入 Eingliederung するといふ配慮は、世紀をつうじてあらゆる「共同体」に存続し

つづけるものなのであった。⁽⁴⁸⁾かくして伝統理論は、労働者の貧困問題の絶対視を回避しつつ、社会集団の調整化という社会政策の本質規定をめぐって、自からの階級的・集団的思考の有効性を主張するものであった。

(43) Gerhard Albrecht, Bemerkungen zu einer neuen Theorie der Sozialpolitik, in: Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik, Bd. 171, 1959, S. 360~1, 365~7. (Abk.: Albrecht I). G. Albrecht, Gesellschaftspolitik, Sozialpolitik—Volkswohlfahrtspolitik, in: Schmollers Jahrbuch, 81. Jahrg., 1961, II. Halbband, S. 393~6, 401. (Abk.: Albrecht II).

(44) G. Albrecht, Sozialpolitik, in: Grundriß der Sozialwissenschaft, Bd. 16, Göttingen 1955, S. 33. (Abk.: Albrecht III).

(45) Albrecht I, S. 365~7, 361~2. Albrecht II, S. 404, 409~410.

(46) Walter Weddigen, Kernfragen der heutigen Sozialpolitik, in: Schmollers Jahrbuch, 82. Jahrg., 1962, I. Halbband, S. 129~130. (Abk.: Weddigen I).

(47) Weddigen, Grundzüge der Sozialpolitik und Wohlfahrtspflege, Stuttgart 1957, S. 2. (Abk. Weddigen II).

(48) Weddigen I, S. 129~130, 131~2.

つぎに、社会保障論の説く個人や家族を中心とした所

得保障政策の擡頭に対して、アルブレヒトやヴェディゲンとしてはハイデのごとき黙殺をもって答えるわけに行かず、何らかの意味で自己の社会政策論体系との関連性、ないし体系内への位置づけを構想しなければならなかった。アルブレヒトは社会保障、国民保健事業、住宅政策、家族負担調整などのごとく、社会「集団」の調整化を目的とせず、もっぱら「個人」および「家族」の個別的な生存と福祉をはかる諸方を、「国民福祉政策」「Volkswohlfahrtspolitik」ならし「貧困政策」の名で包括し、それを社会的緊張の克服をめざす「社会政策」と全く思想的に区別される領域と判定するとともに、両者を「社会的総合政策」soziale Politikの独自の二構成領域と位置づけることによつて、それぞれの存在意義を確認することになった。⁽⁴⁹⁾ヴェディゲンもまた、「社会事業」Wohlfahrtspflegeの概念をめぐって、「保護を要する個人」に対して、彼らの特定社会集団への帰属とは無関係に、彼らの個別的な困窮を救済しようとする生活保障諸政策を総括し、これと「社会諸集団の肢体的編入関係」をあつかう社会政策とを同一視することは、論理的に目的ではないというのであった。⁽⁵⁰⁾ただし、社会事業が社会政策と事

実上多くの点で関連し合い、その実践的意義を増大しつつあることは、彼も肯定せざるをえなかったところであり、この点は彼の社会政策原論の戦後改訂版が、『社会政策と社会事業』の表題に書き改められた理由をみても明らかであろう。⁽⁵¹⁾このように「全体福祉」をめざす集団間の調整政策と、社会構成員の個別的な生活保障政策とは、アルブレヒトの力説する表現でいえば、貧困の「発生因」や貧困救済策の「動機」と「目的」によって区別されることになったが、この視点は同時に、社会政策と他の諸政策との不可分な交互作用や「同調」性を説く「社会全体政策」論批判へも適用され、新学派では社会政策固有の概念や認識対象さえ、見失われてしまうと反論するのであった。⁽⁵²⁾社会政策と他の諸政策、とくに経済政策との関連については、ヴェディゲンの場合には一九三〇年代以来「収益理論」や「生産性理論」の名のもとに、生産要素としての労働力の培養による土地や資本との最適な結合関係をめざす収益性社会政策論が構想され、⁽⁵³⁾つづいて戦後の彼の生産性社会政策論では、収益理論のみならず、購買力理論にもとづく景気政策との関連にも言及されるにいたったが、この生産性の目標はあく

までも社会政策それ自体の「最高目的」をなすものではなかった。⁽⁵⁴⁾経済政策の目的から、社会政策固有の「思われたる意味」を峻別し、後者を全体福祉なり国家目的なりに、窮極的に奉仕させる基本的立場は一貫していたのである。

(49) Albrecht I, S. 362~3, 365~6. Albrecht II, S. 408~9, 415~6.

(50) Weddigen I, S. 129~131.

(51) Weddigen II, S. VII.

(52) Albrecht I, S. 362, 367, 370. Albrecht II, S. 385~6.

(53) Weddigen, Sozialpolitik, Jena 1933, S. 64~79.

(Abk.: Weddigen III). 小山路男「社会政策の社会理論

——ワルター・ヴェディゲンを中心として」(『横浜市大紀

要』一九五一年十一月号)が詳しく。

(54) Weddigen II, S. 60~72.

ところで、社会政策の理想を個人福祉ならぬ全体福祉に求める伝統理論は、そのままでは社会保障論の力説した「自治助成原則」と逆行し、下部集団の自助よりも国家的な援護を、優位させるものにはかならなかった。だが、ゲマインシャフトとしての国家や民族を謳う社会政策論では、西ドイツの新自由主義的な現実社会とも、ナ

チヌやポリシエヴィズムへの不信感とも、適合する可能性を欠いている。ここに、個人や家族の「自助」と「国家救助」との適切な結合関係を考案する課題が登場する。それとともに、この課題は他面では下部集団としての「経営」の社会政策的把握、すなわち本稿が社会保障論と平行して注目した「企業内社会政策」を、伝統理論の体系内に組み込む第二の懸案とも、密接に結びつくものであった。アルブレヒトの解答は、全体福祉を個人の下からの自助や、自己責任 *Selbstverantwortung* の倫理を基礎として、樹立しようとする構想である。彼のすすめる国家救助は、全般的な「国民援護」や「福祉国家」への途を無限に歩むのではなく、個人の責任意識と自己準備を尊重する「社会国家」の限界内に止まるべきものであったし、具体的には、中間層および被用者層の個人的な財産形成や所有参加、ならびに彼らの共済的な自助組織と労働組合をつうじて、個人であれ集団であれ、可能な限り他人の救助に依存せず、生活の自己形成と自己責任を旨とすべきものであった。⁽⁵⁶⁾あるいはまた、彼にとつては「経営体制法」による「経営共同体」の成立ほど、「責任意識」に訴える社会政策立法は皆無とみ

られた。⁽⁵⁶⁾この見地は一九三〇年代以来の彼の「職場共同体」 *Werkgemeinschaft* 思想⁽⁵⁷⁾の再生であろうが、全体福祉と下からの自助とは、「共同体」ないし「社会的有機体」の思考を媒介として、融合を試みられるのであった。同様の問題意識をヴェディゲンの用語で言いなおせば、「個人的自由」と「集団的拘束」との調整、ないし西欧と東欧の間で争われつつある「自由市場経済」と「中央集権的計画経済」との方向選択が、現代社会政策にとつての核心問題であった。戦前より彼は社会政策の生産性実現のために、「個人的原則」と「集産的原則」との両極間に、その合目的な政策態度を定めるべきことを主張していたが、⁽⁵⁸⁾戦後社会政策の具体像についても、一方における自由と自己責任、他方における共同精神や拘束という対極的原则を結合するために、個人と全体社会との中間的段階にある集団組織の自治を尊重しつつ、国民経済の有機体をピラミッド的に積み上げることを提唱するのである。⁽⁵⁹⁾この自助尊重の観点から、最後に、社会保障論には何ら積極的な対応を示さなかったハイデが、企業内社会政策論には如何なる態度をとったかを一瞥すると、共同決定制を含む経営社会政策は、むしろ経営

内における信頼関係の確立、階級意識の後退、経営共同体ないし職場共同体を現実化するものとして高評価され⁽⁶⁰⁾、その社会政策通論の改訂十版も、彼自身の言葉では「自治助成原則」によって編成されていなかっただけで、面目を一新することになり⁽⁶¹⁾、新著では国家的社会政策とならんで、「職能集团的社會政策」と「経営社会政策」とを、国内社会政策の三大領域として鼎立させるにいたったのである。

(55) Albrecht I, S. 370~1. Albrecht II, S. 412~4, 418~9.

(56) Albrecht III, S. 239.

(57) Albrecht, Vom Klassenkampf zum sozialen Frieden, Jena 1932, S. 94 ff.

(58) Weddigen III, S. 35 ff.

(59) Weddigen I, S. 132~6.

(60) Heyde, a. a. O., S. 89~98.

(61) Ebenda, Vorwort, S. 3.

五 若干の帰結と展望

以上のような西ドイツ社会政策論の新旧両学派に対して、何らかの判定を下すべき段階に到達したが、筆者の

積極的な社会政策本質論も未完成な現在、ここでは暫定的かつ簡略に、若干の反省点と私見を素描して結びに代えたい。

社会政策 Sozialpolitik より社会全体政策 Gesellschafts-politik への提唱は、第一に政策対象の普遍化、「社会全階層に対する政策」への転化を意味していた。たしかに、十九世紀以来の労働者中心主義的な思考に立脚する伝説理論が、ザイデルのいう社会政策の「普遍化傾向」からみても⁽⁶²⁾、また社会保障論の力説する所得平均化傾向からみても、二十世紀中葉までの現実政策の制度的展開から一定の背離を生じつつあったことは、否定しがたいところであったとみられる。しかし、全国民への政策対象の拡大化とは、ただちに新学派のごとく、現代社会における要保護対象の発生原因を、個人的家計所得の生活事故による中絶と、それにとりまなう家族の個別的困窮という分析視角からのみ、把握すべしという帰結にはならないであろう。「国民福祉政策」や「社会事業」の対象は、なるほど各人本来の社会階層への帰属性をもはや喪失し、社会的最低限の所得獲得能力をもたぬ貧困層や社会的落伍者という無差別な姿をとるにせよ、それら大衆

的窮乏の発生原因は、戦争犠牲者のごとき西ドイツ的特殊事情を除外視すれば、すぐれて資本制社会の体制的特徴、すなわち賃労働関係におかれた労働者・職員の被用者の性格、ないし旧中間層の市場経済的淘汰などに、その根源をもつものではなかったか。また、西ドイツ社会保障政策の実態を瞥見しても、たとえば各種社会保険加入者は各部門で就業人口の九割から四分の三に達している事実、あるいは社会保障支出総額のうち「扶助」と「援護」以外の拠出制保険給付支出がやはり約四分の三を占めている事実⁽⁶⁵⁾は、かりに非強制保険加入者の比重を割り引くとしても、社会保障を制度的・財政的に支える核心が、労働者ないし「被用者」にあることを物語っている。この意味では社会保障政策でさえ、伝統理論の弁護する集团的・階級的視点を無視しては論じえない。現代社会政策論は依然として被用者階級の体制的意義を確認しつつ、その上で社会事業のいわゆる補充性や代替性の思考に立って、大衆的貧困層をも副次的に政策対象へ編入すべきもののように思われる。

(29) Seidel, a. a. O., S. 534~5.

(30) Bethusy-Huc, a. a. O., S. 11, 24.

(64) 孝橋正一『社会事業の基本問題』全訂版、一九六五年、同『社会政策と社会保障』一九六五年版、参照。

社会全体政策論の新学派は第二に、社会全員への政策主体の分散化、ならびに上部集団としての国家に対する下部集団の自治優先を説いた。それは社会政策を必然化する政策主体の意図や目的を軽視して、たんなる生活合理化の「手段論」や「技術論」に転化し、あるいは政策の目的論を放棄した「機能論」に終始することになった⁽⁶⁵⁾。かつてアモンは社会政策を一義的に特徴づけるためには、あくまでも政策の機能や効果ではなくて、政策主体の目的こそが問われるべきであると言ったが、当面のアルブレヒトらの伝統継承派が、この政策目的なり動機なりの重視によって、社会政策固有の概念が何たるかも語りえぬ新学派をしりぞけ、他の政策論と区別された社会政策独自の本質規定を求めたのは、その限りにおいて正鵠をえていた。このように社会政策の「思われたる意味」を重視するとき、政策主体の中心は国家に集中せられることになるが、そのさい国家以外の社会諸集団や社会的自治の諸機関を、如何に位置づけるかが反問される。しかし、新学派の賛同者ブルクハルトの論法を借用

して考⁽⁶⁷⁾えても、下部社会集団の社会政策的活動とは、そもそも「政策」の本来的な起源である国家から、その権限を「分担」ないし「移譲」された領域内で、あるいは国家により「設定」された権限の枠内で、合法化されたものにはかならない。労資両集団や経営集団のいわゆる社会政策的自治とは、たとえば労資の協約制度や社会保険における共済と自治の原則にせよ、経営・所有参加制や財産形成政策にせよ、いずれも国家による権限の移譲ないし新設の所産であり、さらには経営社会政策でさえ、「自発的」なものから準公共的な制度に変質しつつある。したがって、下部集団のいわゆる自助的な社会政策の本質も、「自助への援助」を必然化させた国家的な政策目的から、むしろ規定されるべきものと思われる。余談ながらここで想起される事実は、一九六六年秋に東京で開催された「日独文化交流セミナー」において、新学派の流れを汲むハックスが社会政策の主体を私企業にも拡大したのに対して、国家的社会政策論を堅持する日本学界側の反論が提出されたとき、彼は社会政策の「主導権」をにぎる担い手は、「国家であるべきである」と「讓歩」的に言いなおしたことであった。⁽⁶⁸⁾

(65) Achinger, a. a. O., S. 8~11.
 (66) Alfréd Amonn, Der Begriff der „Sozialpolitik“, Schmollers Jahrbuch, 48. Jahrg., 1924, S. 162~3.
 (67) Burghardt, a. a. O., S. 17~8.
 (68) 有沢広巳・大河内一男・中山伊知郎『新しい社会・労働関係』一九六七年、五〇—二、五五、六四—六ページ。
 第三に、社会全体政策論による政策手段の拡大化、あるいは「社会全員の生活・所得保障手段」化については、まず、この主張に共通する資本制労働関係をめぐる政策手段の軽視が、反省しなおされねばならない。アヒンガーの体系中に編入された労資関係政策とは、もはや前世紀に付与された歴史的役割を喪失しつつあるか、または国民保健事業、所得補助政策、家族負担調整策、住宅政策などによって代行・吸収せられるものにすぎなかったからである。⁽⁶⁹⁾しかし、少なくとも伝統理論が政策主体の意図に応じて区分した社会政策固有の政策手段領域と、国民福祉政策または社会事業の名で総括した領域とは、それぞれ独自の存在意義を与えられねばならぬとともに、社会政策と社会保障という両政策手段の相互連関ないし論理的統合は、なお未解決の課題として今後の論議にゆだねるべきものであろう。この他に、政策手段の

体系的把握に関する新旧両学派の対立点は、自助と国家救助との位置づけについても存在したが、両者の融合原理としての「自治助成原則」と「全体福祉」優先原則との異同については、つぎの政策目的に関する検討にゆずることとした。

(69) Achinger, a. a. O., S. 136-148.

最後に、社会全体政策論による政策目的の形式的無内容化や、「社会全体形成のための政策」化については、既述のごとく社会政策に固有の「思われたる目的」の忘却と、社会全員の生活形式を形成しなおすための技術論への転落が、まず批判されねばならない。新学派からなお汲みとるべき視点は、現代社会政策が経済政策や財政政策と密接な「同調」関係にあるという認識であり、克服されねばならぬ視点は、ただその同調性の把握にさいして、社会政策独自の目的を放棄し、社会全体政策の普遍的・抽象的目的に解消したことであろう。これとは逆に、社会政策固有の目的の中に、関連諸政策との共通目的を加味していく途、すなわち、社会的集団関係の調整という「社会的必然性」とともに、購買力・景気維持策のごとき「経済的必然性」の再興を、どのように体系的

に統合していくかは、伝統理論にとっても今後の課題となるであろう。

ここで、当面の課題として残されたものは、現段階の伝統理論が一応堅持しつつある社会政策の固有目的について、さらにその論理的基礎づけと思想的内容を検討することである。アルブレヒトやヴェーゲンがひとしく規定した社会政策目的とは、階級関係の調整による「全体福祉」ないし「民族と国家の福祉」なるものの促進であった。この目的規定はそれ自体、ナチス時代にも生存権を保ちえた概念にほかならず、個人に優越する社会全体とか共同体の想定は、そのまま戦後西ドイツに適用される概念ではなかったといえよう。伝統派が他面において、くりかえし自助や自己責任意識を推奨して全体福祉との共存を説き、あるいは自由と拘束との最適な融合を謳ったのは、この意味で理解に難くはない。ところが社会全体政策論の側でも、すでにカトリック的なシユライバーなどの主張で例証したように、次第に窮極的な政策目標として「全体福祉」の概念を持ち出し、その内容も自由と拘束の可能な限りでの調和という用語で、現実化を試みつつあるのであった。かかる新旧両学派の間に

存在する概念上の類似性は、さらに西ドイツ社会政策の現実的制度にたいする実践的判断においても現出する。なぜなら、自由と拘束の最適な結合の旗印のもとに、ヴェディゲンのえがいた西ドイツ社会政策の具体像とは、たとえば、社会保障政策における自己責任の促進、自助の育成、強制保険の適用制限、全面的な援護国家や福祉国家への否定視に帰着し、また共同決定制については完全な労資同権への反対、「共同決裁権」に至らない「協議権」の称賛に、終っているからである。ここでも、伝統派の社会政策的現実への無条件肯定的な接近態度は、新学派のそれとほとんど差異を認めないのである。両派の間には現代西ドイツ経済社会の秩序像について、かなり類似した共通の思想的基盤があるかに見える。

(70) Weddigen J. S. 136~144.

戦後西ドイツ経済社会を支える「オルドー」や理想社会像には、ほぼ三つの潮流がある。第一のオルドー像は、キリスト教民主同盟の思想的源泉としてのカトリック社会理論であり、第二は、エアハルトによって実践に移されたフライブルク学派の新自由主義であるが、いずれの理想像も西ドイツに純粋な姿で実現されているわけ

ではない。その典型例を一つだけあげれば、前者の核心をなす職分的共同体秩序は、一九五八年のCDU党大会ではもはや党のイデオロギー的基礎として、何の役割も果さなくなっているし、また後者の指導理念を示す一九五七年の「競争制限禁止法」は、完全な実現を期待しえぬキリスト教の掟と同様に、「政治的妥協」の「茶番劇」に終わったとみられても仕方ない。しかし、この二つのオルドー像の間には、基本線において相互に合致し、社会的現実の中に具体化されつつある綱領も少なくないであろう。たとえば、個人の尊重、家族や経営という下部社会集団の自治助成、私有財産の擁護、自由市場経済への信頼、反ナチス、反共産主義などがこれである。それらはまた、第三のオルドー像である自由社会主義、すなわち階級闘争と財産国有化の旗印を捨て、自由市場経済の基盤の上に「混合経済」を構想するSPDやDGBの指導精神と対比しても、相互の歩みよりを不可能にする本質的断層は存在していないのである。ホンドリッヒのいうごとく、西ドイツ社会諸集団のイデオロギーは、政治的民主主義、自由な社会的市場経済、社会化の拒否、反共主義という合致点を見出し、とくに東欧との対立激化

が、国内的な諸理念の平和的共存を促がしたのであった。⁽⁷³⁾かかる前提のもとに当面の社会政策論を回顧するならば、新旧両学派の目標とする「自由と拘束」の調和にせよ、「自治助成と全体福祉」の融合にせよ、むしろ量的な程度の差にすぎなくなり、事実上は現状の西ドイツ社会政策的諸制度の論理的・イデオロギー的正当化が、両学派によって腕を競われていたともみられよう。

(71) Bertsch, a. a. O., S. 222 ff.

(72) Ebenda, S. 252. Carlo Mörtel, Licht und Schatten der sozialen Marktwirtschaft, Zürich 1961. 向坂正男・塚本健訳、一九六三年、三九、七九—八三ページ。

(73) Otto Hondrich, Die Ideologien von Interessenverbänden, Berlin 1963, S. 161~171.

では、新旧両学派による「全体福祉」と「自治助成」の融合原理は、どの程度戦後西ドイツの社会政策的現実に関する説明原理として有効か。伝統派は全体福祉と個人的責任意識をつなぐ論理を、共同体や有機体の比喩に求めた。それは全体主義や普遍主義思想における「全体と個物」、ないし「共同体とその肢体」の有機的結合の論法を、依然として継承するものであり、少なくともその思想的残滓を払拭しきれないものであった。これに対し

て新学派の場合は、ローマ法皇ピオ十一世の一九九一年の回勅以来、カトリック社会理論の導きの星となった「自治助成原則」Subsidiaritätsprinzipの援用により、家族・経営のごとき基底的な「共同体」から、上位の共同体へ階層的に積み上げる「職業身分」的社会秩序が構想された。ここでは、個人福祉と全体福祉の相互関係が、一方の他方に対する優越関係としてではなく、両者の相互的な依存と制約の關係に置かれることになるだけである。⁽⁷⁴⁾かかる共同体的・有機体的思考において、新旧両学派はやはり本質的な差異をもたない。極言すれば、それはドイツ社会政策論に伝承された一種の階級協調論の手法にほかならない。ひるがえって、西ドイツ社会政策の現段階を顧みるとき、新しい社会保障論はベットヒアーのいうアングロ・サクソンの社会政策観に立ち、⁽⁷⁵⁾個人や家族を基盤に成立するその自助原理とは、あくまでも近代的な「市民」や社会集団を前提とするものであった。⁽⁷⁶⁾また、企業内社会政策としての共同決定制、所有参加制、財産形成政策にしても、労資同権思想にもとづく経済民主主義、ないしダーレンドルフの表現した「階級闘争の制度化」⁽⁷⁷⁾を意味するものであるか、または市民

社会を構成する原子論的な個人の自助育成策にはかならなかつた。それらは断じて、ゲマインシャフト的な「職業身分」や、有機的共同体の「肢体」への編入策ではありえない。この「経済的臣民より経済的市民へ」の転化に対応する社会政策の目的規定は、共同体的・有機体的思想に支えられた「全体福祉」概念によって解明されるのでなく、あくまでも市民社会的な生産関係とその政治的表現としての国家を前提に、接近しなおされねばなら

ないであろう。

(74) Emil Muhler, Die Soziallehre der Päpste, München 1958, S. 75~77. Bernhard Külp, Kurzgefaßte Katholische Soziallehre, Köln 1962, S. 39~42.

(75) Boettcher, a. a. O., S. 10~14.

(76) 中村貞二、前掲論文(註42)参照。

(77) R・ダーレンドルフ『産業社会における階級および階級闘争』富永健一訳、一九六四年、八七―九〇ページ。

(一橋大学教授)